

『比良山古人靈託』の善念と性信

小 山 正 文

『比良山古人靈託』と善念・性信

『ひらさんこじんいなく比良山古人靈託』(以下『靈託』と略記)という一巻の書物は、一般にはあまりなじみのない存在であろうが、これは鎌倉時代前期の延応元年(一二三九)五月に、九条家の当主で前摂政関白入道光明峰寺殿藤原道家(一一九三—一二五二)が発病した際、その病氣平癒祈禱に従事した道家の兄かといわれている京都西山松尾法華〔花〕山寺の住僧証(勝・照)月房慶政(一一八九—一二六八)と、②そのころ九条家に仕えていた刑部権大輔藤原家盛の妻(伊予法眼泰胤の女で当時二十一歳)に憑いた比良山の天狗との問答を慶政自身が筆録したものである。③

その内容は現代からみれば、まったく取るに足りないきわめて低俗なものと映るうが、当時あつては神仏が介在する非常に真剣深刻な靈託問答であり、いかにも中世的で興味深く国文学・歴史学・仏教史学等々諸方面より注目されていて、すでにさまざまの角度からの論考も数多い。④

筆者がこの『靈託』に関心を寄せるのは、内容面もさることながら、その本文末尾部分に高山寺の明恵房高弁(一一七三—一二三三)や笠置寺の解脱房貞慶(一一五五—一二二三)と並んで、法然房源空(一一三三—一二二二)(二)、善念房、性信房が近来の念仏者として登場し、しかも後者の善念と性信は、親鸞(一一七三—一二六二)の門弟ではないかといわれている点にある。すなわち『靈託』に、

問 明恵房ハ何所ニ生御候哉 答 明恵房高弁 上
高弁上生執舜の流不智力くち守三ハ
五の思七と来去実お執持流ハ人只
三三云々
問 解脱房何所ニ生御候哉 答 解脱房
トハ誰ノ中云々納言と海貞慶トカ
シ、此和宗碩徳是也 善念云々云々
凡ハ後來ナレトモ更解力アル輩ハ 如然事
分明弁之 我ハ学文ニ疎ナリシ故 不知之事多也 聖
徳太子之守屋大臣ヲ責サセ給ヒシ事跡ノ世俗事ハ 不
忘也云々
問 近来念仏者 其数尤多 皆出離得脱乎否 答
誹謗正法者 争可出離乎 皆墮惡道也 惣無厭離穢土
之心 何往生仏国土乎

比良山古人靈託(部分) 宮内庁書陵部蔵 複製本より

問 明恵房ハ何所ニ生御候哉 答 明恵房高弁 上
生都率内院御 努力く不審ニハ不可思也 近来真実
出離得脱御人 此外ニハ無也
問 解脱房何所ニ生御候哉 答 解脱房トハ誰人乎
申云 小納言已講貞慶ト申シ、法相宗碩徳是也 答
惣不知之 凡ハ後來ナレトモ更解力アル輩ハ 如然事
分明弁之 我ハ学文ニ疎ナリシ故 不知之事多也 聖
徳太子之守屋大臣ヲ責サセ給ヒシ事跡ノ世俗事ハ 不
忘也云々
問 近来念仏者 其数尤多 皆出離得脱乎否 答
誹謗正法者 争可出離乎 皆墮惡道也 惣無厭離穢土
之心 何往生仏国土乎

同善念房ハ可生何所乎 答 同可墮無間地獄也
 問 性信房可生何所乎 答 畜生道ニ墮スハ 魔
 道ニヤ墮スラン
 問 善念房与性信房者 大旨同見ナルニ 何不生一処
 乎 答 二見雖同 於性信房者 信其言者少 故徒
 衆不多 至善念房 人皆信之 徒衆極多 謗法罪重
 故墮アヒ獄也

と記されているところがそのくだりであるが〔図版参照〕、慶政と天狗とのこうした問答が行なわれた延応元年と
 いえば、法然二十七回忌の翌年で、親鸞はなお六十七歳にてかくしゃくとしていた時代に当る。

周知のように親鸞をはじめ門弟たちのことを、真宗関係者以外の人物が記録した同時代史料は、従来まったく知
 られていなかっただけに、もしこの『靈託』に登場する善念と性信の二人が、いわれるように親鸞の門弟とするな
 らば、これはまことに注目すべき第一級の画期的な真宗史料のひとつであるとしなければならぬ。しかし、はた
 してそうであろうか。筆者は疑いなきをえないので、ここに再検討を加え愚見を述べてみたいとおもう。

善念・性信の親鸞門弟説

『靈託』の上掲問答中における善念と性信につき、これを最初に親鸞の門弟でないかと指摘されたのは永井義憲氏であった。⁶⁾ 永井氏の所説のあらましは次の通りである。氏はまず明恵・解脱・法然の三人が、靈託問答のあった延応元年の時点で、すでに過去者〔明恵は没後七年、解脱は同二十五年、法然は同二十七年〕となっていたのに対し、善念と性信は「可生何所乎」と記されているところより存生中の人物で、『靈託』の筆者慶政は勿論のこと、託宣を語る家盛の妻も十分知悉していた人であろうとされた。そしてこうした視点より、二人と同じ名をもつ念仏者を求めてみると、妙源寺本『親鸞上人門弟等交名』⁶⁾の中に「善念常陸国奥郡住」・「性信下総国飯沼住」という同名者を見出すことができる。前者についてはよくわからないが、後者は師親鸞の信任もあつい東国における真宗門徒の指導者のひとりであった事実を指摘された上で、なぜ慶政の念頭にこの二人が浮び上ったのかにつき、慶政や病床中の道家らの祖父に当る九条兼実（一一四九―一二〇七）が、法然の帰依者でもあったために、慶政も法然以下の門流に必ずしも否定的でなかった点をあげられ、さらに氏が注目されたのは、親鸞作の三重・専修寺蔵国宝本『浄土高僧和讃』所収「源空聖人」第十首の次の和讃であった。

十シヨウキウ タイシヤウ
承久ノ太上法王ハ
クダリタケテ
後高倉

院

本師源空ヲ帰敬シキ

積門儒林ミナトモニ

ヒトシク真宗ヲサトリケリ

法然を帰敬したという右の後高倉院（一一七九—一二三三）は、『靈託』にも出てくる人であるだけでなく、慶政が承久二年（一二二〇）に書写した『後拾遺往生伝』・『三外往生伝』の底本所持者でもあったことが、名古屋市・真福寺文庫蔵の両『往生伝』写本よりわかっている。ここに永井氏は慶政—後高倉院—法然—親鸞—善念—性信が、つながってくる線を想定されるのである。いっぽう性信は九条家などの藤原氏とも因縁深い常陸鹿島社の祠官大中臣氏の出身で、元久元年（一二〇四）十八歳のときに法然の門に入ったとも伝えられるから上京の機会も多く、嘉禎元年（一二三五）頃に帰洛した師親鸞のもとへもたびたび上ることがあり、靈託のあった延応年間には、善念と共に京都で布教活動をしていたのであろうとされる。また九条家の荘園が常陸や下総に散在している事実も、『靈託』に善念・性信が登場する一因になっているのではないかと推測され、ここに親鸞門弟説がほぼ確立されるに至るのである。

このような永井氏の所説を一層発展させ、ついに定説化するまでに持っていかけたのが坂東性純氏であった。よって早速坂東氏の述べられるところをみていくことにしよう。坂東氏はまず『靈託』で法然のすぐ次に親鸞の名があげられていない理由につき、もと罪人の親鸞は京都に帰ってからも社会的活動を一切行わず、隠棲の形をとっていたからであるとされる。しかし、親鸞門弟の善念や性信が京都で布教していた蓋然性はきわめて高いとみて、善

念は親鸞二十四輩第十二番の水戸市・善重寺開基、性信は同第一番の水海道市・報恩寺〔東京都台東区東上野の報恩寺も同じ〕開基で、靈託問答のあった延応元年は、寺伝史料より善念は三十九歳、性信は五十三歳であったと考定された。そしてこれは永井氏の用いられなかった史料であるが、伊勢国の専修寺派常超院住職五天良空（一六六九—一七三三）が著わす享保二年（一七一七）開板の『高田開山親鸞聖人正統伝』（以下『正統伝』と略す）に善念（然）と性信の名が、並び現われている事実を指摘されたのであった。その記事というのは、『正統伝』巻六の貞永元年（一一三二）親鸞六十歳条と嘉禎元年（一一三五）同六十三歳条の次の二カ所である。^①

同年（貞永元年）八月上旬第七日 聖人下野国高田ヲ立出テ華洛ニ赴タマフ 供奉ハ願智房專信房伊達、善然房

飯沼性信房四人ナリ 真仏専空兩人モ武藏国矢口渡マデ送タマフ已上本伝

同年（嘉禎元年）八月四日 聖人入洛也 マツ岡崎御坊ニ入タマフ 過ニシ四十歳御上京ヨリ二十余年住捨タ

マハハ 跡形モナクソアリナント思召ニ 印信法師ヨリく修理ヲ加テ入洛ヲ待レケルホトニ 昔ニカハラスア

リケリ 于時四條院聖代嘉禎元年乙未八月上旬第四日 聖人六十三歳也 伊達善然房ハ伊勢ノ川曲ニノコシ置

タマヒケルカ 同月十一日ニ京へ参レリ コノ時 後九條殿ヨリ五條西洞院ノ御所ヲ能シツラヒテ昔ノ好モ浅カ

ラス 且ハ玉日姫君ノ御菩提ニモ侍ハ 此所ニ移住タマヘト累ニ仰ラレシカハ 九月二十日アマリニ西洞院ニ移

タマヒキ 是マテ願智房專信房善然三人共ニアリテ給事ス 同月ノ末ニ聖人仰ラレテ言ク 今ハ都ニモ居ナシミ

タリ 專信ハ東国ニ下リ真仏性信ニ云ヲキタルコトアリ コ、ロヲ合テ念仏弘通アルヘシ 善然モ伊勢ニ帰り

未熟ノ者トモヲ教勸アレ 都ニハ願智一人ニテ足ヌ 是モアトヨリ伊勢ニツカハスヘシト云云 スナハチ十月二

日專信房善然房御暇イトマタマヒテ田舎イナカニ下ラレケル 聖人ハ還洛ノ初ヨリ毎月二十五日源空上人ノ忌ヲムカヘ 人々ヲ集会セシメ 声明ノ宗匠ヲ屈請シ 念仏勤行シテ師恩ヲ謝シタマヘリ已上本伝 下野記

同月ノ末 帰洛御ミマヒノ為ニ蓮位房性信房京著ス コノ兩人ハ聖人御帰国ノ時 思召ム子アリトテ道ヨリ返サレタリケルカ 性信ハ横曾根ヨリ蓮位ハ高田ヨリ真仏ノ御名代トシテ 初アツカリ奉ル聖教ヲ持笈掛テ登レリ 十一月五日顕智房ヲハ伊勢ニツカハル已上本伝 存覚伝

この『正統伝』の記述から、善念ニ善然と性信の親鸞帰洛後における同時入洛が裏付けられると共に、その後もかれらはしばしば師を訪れる機会があり、布教にも当ったのであろうと坂東氏は述べられる。なお、さらに氏は「さきの『正統伝』の親鸞帰洛直後の記述中、五条西洞院に親鸞を住わせたのは後九条殿とあるが、これは慶政より四歳年下だった道家であったであろう。道家の父良経は夙に建永元年（一二〇六）三十八歳の若さで夭折している。慶政は弟の道家から祖父兼実が晩年帰依した法然の門下の動静は常に聞き及んでいたことであろう。況してや祖父の弟慈円の下で得度したという親鸞には少なからぬ関心を懐いていたであろうことが考えられる」として、兼実・慈円・道家・慶政の九条家と親鸞とのかかわりを推測され、また性信が親鸞の晩年に惹起した善鸞事件で、鎌倉幕府へ訴えた際の将軍が、道家の子の頼経であったから、親鸞の門弟たちに有利な成果を納めえたのではないか。そして永井氏もいわれた九条家の荘園が、善念や性信が住する関東の常陸・下総・武蔵にも点在する事実から、やはり『靈託』の善念・性信は、親鸞門下の二人とみても決して無理ではなからうと結論づけられたのである。

以上のごとき永井・坂東両氏の所説は、その後木下資一氏も採用されるところとなって、いまだでは定説化してい

るといってもよからう。^⑩しかしながら筆者は、次下に述べるような諸点より、『靈託』の善念・性信親鸞門弟説に疑問をいただくものである。

親鸞門弟説の疑問

疑問点のその一。ここであらためて『靈託』に登場する人物を大雑把に皇族・豪族・公家・武家・僧侶・女性に分類して、それを年代順に掲げてみよう。およそ次のようになる。

- 皇族 聖徳太子(五七四〜六二二)・崇徳院(一一一九〜一二六四)・後白河院(一二二七〜一九二二)・後高倉院(一二七九〜一三三三)・隠岐院(一一八〇〜一三三九)・後堀河院(一二二二〜一三三四)・内裏(四條天皇(一二三二〜一二四二))
- 豪族 守屋大臣(物部守屋(？)〜五八七)・大識冠(藤原鎌足(六一四〜六六九))
- 公家 月輪殿(九條兼実(一一四九〜一二〇七))・普賢寺入道殿(近衛基通(一二六〇〜一二三三))・後京極殿(九條良経(一一六九〜一二〇六))・猪熊大殿(近衛家実(一一七九〜一二四二))・太政入道殿(九條良平(一一八四〜一二四〇))・入道殿下法性寺殿(九條道家(一一九三〜一二五二))・侍従宰相(藤原資季(一二〇七〜一二八九))・撰政殿(近衛兼経(一二二〇〜一二五九))・故撰政殿(九條教実(一二二一〜一二三五))・將軍家関東(九條頼経(一二二八〜一二五六))・左大將殿(一条実経(一二三三〜一二八四))

○武家 義時朝臣並北条義時（一一六三〜一二三四）

○僧侶 天台大師並智顛（五三八〜五九七）・弘法大師並空海（七七三〜八三五）・御願僧正並良源（九一二〜九八五）・観音院僧正並余慶（九一九〜九九二）・御室戸僧正並隆明（一〇一九〜一一〇四）・一乗寺僧正並増誉（一〇三二〜一一一六）・法然房並源空（一一三三〜一二二二）・長嚴（一一五二〜一二二八）・吉水前大僧正御房並慈円（一一五五〜一二二五）・解脱房少納言並貞慶（一一五五〜一二二三）・明恵房並高弁（一二七三〜一二三三）・十楽院並仁慶（一二七五〜一二三九）・桜井並法円（一二七八〜一二三二）・大原僧正並承円（一二八〇〜一二三二）・性信房（一一八七?〜一二七六?）・慶政（一一八九〜一二六八）・善念房（一一九九?〜一二八五?）

○女性 卿二品並藤原兼子（一一五五〜一二三九）・二品並北条政子（一一五七〜一二三五）・北白川女院並陳子（一二七三〜一二三八）・准后並九条綸子（一一九一〜一二五一）・藻壁門院並樽子（一二〇九〜一二三三）・伊予法眼泰胤女並刊部権大輔家盛妻（一二一九?）

以上の四十四名が、『靈託』に登場する顔ぶれである。一目瞭然さすが九条家だけあって、そうそうたる中央の人物ばかりであることがわかる。そうした中であって、もし善念・性信の二人だけが関東の親鸞門侶とするならば、かれらだけが都を遠く離れた田舎人となって、なにかそこには場違いで不釣り合いな違和感を禁じえないのであるが、いかがなものであろうか。これ第一の疑問点である。

疑問点のその二。『靈託』にみえる善念・性信の二人を親鸞門弟に当てた場合、確かにそれは年代的見地よりして、前者は康永三年（一三四四）の書写奥書をもつ岡崎市・妙源寺蔵本『親鸞上人門弟等交名』（以下『交名』）と

略記)の第二十二番目にその名を見出す親鸞面授の直弟子「善念同々住」(同々住は常陸国奥郡住の意)、後者も同じくその第四番目に位置する「性信下総国飯沼住」とみてよからう。¹¹⁾これは正応元年(一二八八)や康永三年(一三三四)の紀年を有する京都市・常楽台藏本、茨城県大洗町・願入寺藏本『親鸞聖人御弟子二十四人連署』(以下『連署』と略記)の第十二番目「善念御房常州久慈東」。常楽台藏本では第二番目、願入寺藏本では第一番目の「性信御房下総国豊田庄横曾祢(報恩寺)」にそれぞれ該当しよう。¹²⁾しかし、不審なのは二人の座位が、『靈託』と『交名』・『連署』とでは逆になっていることと、真宗史の常識では『靈託』でいうがごとき「二見雖同 於性信房者 信其言者 少 故徒衆不多 至善念房 人皆信之 徒衆極多」とは反対に、むしろ横曾根門徒の指導者であった性信のほうこそが徒衆も多く、善念はさきほどでもなかったとみられていることである。もし親鸞門下における徒衆の多寡を『靈託』が問題とするならば、『交名』・常楽台藏本『連署』第一番に位置する下野国高田門徒の大リーダー真仏(一二〇九〜一二五八)をこそあげるべきであった、真仏・性信にくらべはるかに知名度の低い善念を「徒衆極多」というのは、まったく理解しがたいところといわなければならない。これ第二の疑問点である。

疑問点のその三。善念につき坂東氏をはじめ諸氏すべともうひとりの善念⇨善然と混同されておられるので、注意を喚起しておきたいとおもう。親鸞に同名の善念なる門侶が二人いたことは、『交名』にも前記の善念と真仏付弟の顯智(一二二六―一三二〇)門下の善念が記されているところからもわかる。¹³⁾つまり親鸞の直弟と曾孫弟である。このうち直弟のほうの善念は、『交名』にその居住地が「常陸国奥郡住」とあるのに対し、『連署』では「常州久慈東」となっている。しかし、これは常陸国の東西あった久慈郡のうち久慈東郡が、当時奥郡と通称されたので、

結局親鸞直弟の善念を「久慈の善念」と呼ぶ。これに対し顕智の弟子の善念は、『正統伝』巻五建保六年（一二一八）親鸞四十六歳条に「今年ヨリ五十余歳ニ至マテ帰依ノ御弟子達ハ」として、その三十番目にあげられている「伊達善念房」に当ることは、十三番目に上記の「久慈善念房」がすでにあるところからも知られよう。ただし『正統伝』は「伊達の善念」も親鸞の直弟としている点に注意しておかなければならない。さてこの「伊達の善念」であるが、その居住地の伊達は奥陸国伊達郡で、現在の福島県伊達郡に当り、「久慈の善念」がいまの茨城県久慈郡であるのと場所がまったく異なることに留意すべきであろう。これがために『正統伝』は、その混乱をさけるべく以後「伊達の善念」を「伊達の善然」の文字に置き換えて表記しているのである。

この善然が親鸞六十歳の貞永元年（一二三二）に顕智・専信・性信と共に師の供をし関東より京都へ赴くのであるが、途中で親鸞は善然を伊勢の川曲かはくま、現在の三重県安芸郡河芸町かわげにのこし置いたという。その後嘉禎元年（一二三五）八月に帰洛した親鸞のもとへ善然も参り、顕智と専信の三人で師の世話をするが、十月に入り師命で善然は教勸のため再び伊勢へ帰った。その時親鸞はあとより顕智もつかわずと善然に伝えたことが、前掲した『正統伝』巻六に記されている。したがってこの伊達の善然が、『交名』の顕智下に出ている善念とみてよからう。実際善念（15）は善然が伊勢で活躍したことは、げんにのこる三重県鈴鹿市三日市町太子寺蔵の鎌倉末期作重文指定木造善然坐像（15）の存在によっても裏付けられる。

問題は『靈託』の善念を、もし親鸞門弟の善念とするならば、二人のうち久慈の善念か伊達の善念かということであろう。これについては永井・坂東両氏のご指摘通り、年代的見地から親鸞直弟の久慈の善念を当てるべきで、

親鸞—真仏—顕智—善念と次第する伊達の善念（然）では決してあるまい。しかし、久慈の善念が靈託問答の行なわれた延応元年頃に師の親鸞を訪ね、京都で積極的な布教活動をしていたという記録は一切なく、またその久慈の善念が『靈託』で記されるがごとき「徒衆極多」といった門徒を形成し、リーダー格の人物であった事実も寡聞して知らないから、ここにおいても親鸞門弟説は、やはり無理ではないかとおもう。これ第三の疑問点である。

疑問点のその四。坂東氏の所論を紹介したところですでにみた『正統伝』巻六の嘉禎元年親鸞六十三歳条に、京都における親鸞の居所「五条西洞院ノ御所」は、ほかならぬ「後九条殿」すなわち九条道家がしつらえたものとあつて、これより『靈託』の善念・性信も親鸞の門弟とする見方が有力である。けれども『正統伝』がここに道家を持ち出したのは、いうまでもなく親鸞の内室玉日が、九条兼実つまり「前九条殿」の姫君で、道家には叔母に当るという大前提が存しているからにはかならない。親鸞の妻を兼実の女とする伝承説話の類は、南北朝時代にはすでに成立しており、¹⁶近年それを積極的に認めようとする見解も示されているが、¹⁷まだ実証されるにまでは至っていない。したがって道家と親鸞、ひいては善念と性信をそれに結び付けて考えるのは、現段階では短絡早急といえるのではないだろうか。これ第四の疑問点である。

疑問点のその五。『靈託』の善念・性信を親鸞の門弟とする有力な傍証史料としてたびたび使われるのは、これまでもみてきたように『正統伝』である。ところが『正統伝』は、享保二年の開板当初から宗派的偏見に満ちた問題書として取扱われてきた歴史があり、これを学術論文の史料に用いる場合は、よほど慎重でなければならぬ。極端にいえば一個所でも『正統伝』に不審な記述があれば、後世の編纂物だけにその利用を差引えるぐらいの心構

えが必要であろう。試みにそうした不審感を誘う事例のひとつをあげようか。『正統伝』巻六の安貞二年（一二二二）八）親鸞五十六歳条に、のち高田専修寺第四代となる専空の親鸞入門記事が次のようにみえている。¹⁸

同月（五月）十一日 聖人高田ニマシマス 専空房初テ御弟子トナリタマフ 是大内国行ノ三男 幼稚ヨリ聡明俊智ノ人也 已上本伝

『正統伝』はこのあとも親鸞六十歳、六十六歳、六十七歳、八十七歳、八十九歳、九十歳の各条において、専空を親鸞上足の門弟のひとりとして扱うのであるが、実は専空は伊達の善念ニ善然と同様顕智の弟子で、その生年は正応五年（一二九二）、没年は康永二年（一二三三）であることがはっきりしている。したがって親鸞没後三十年にして生まれた専空を親鸞の直弟とする『正統伝』の記述は、その著者良空の宗派的偏見に基く恣意的なもので、まったく信用できないこと明々白々であろう。専空のこの一件は、いみじくも伊達の善念ニ善然を同じく親鸞の門弟にしている手法と揆を一にするとところがあり、『正統伝』に対する用心深い注意が必要なることを教えている。これ第五の疑問点である。

筆者は如上列挙したような諸点より、『靈託』に登場する善念・性信の二人を親鸞の門弟とする説に疑念をいだくものである。そこで視点を変えて別の角度より、あらためて二人の素性を探っていくこととしたい。

九条家と浄土宗

すでにみたごとく延応元年の『靈託』に登場する人物のほとんどは、著名人で占められている。それらの人びとはおそらく九条家のサロンにおいても、しばしば話題にのぼった人たちであったのだからことは想像に難くない。したがって法然に続く善念・性信の二人も、当時の京都で活躍中の念仏者とみるのが自然ではないかと考える。よってしばらく九条家を軸とした浄土念仏宗界を展望することからはじめたくおもう。

念仏の元祖とうたわれる法然房源空は、周知のごとく安元元年（一一七五）四十三歳のときに、比叡山での三十二年間に及ぶ永い修行を打ち切って浄土宗を開いた。「南無阿弥陀仏 往生之業念仏為先」¹⁹⁾を標榜する法然の簡単明瞭な念仏の教えは、燎原の火のようにたちまち全国に広まり、上下貴賤老若男女多数の帰依者を得るに至る。とくに九条兼実はたびたび法然を自邸に招き戒を受けると共に、建久九年（一一九八）には兼実の教命によって、法然は『選択本願念仏集』を撰集したほどであった。こうした法然による浄土門の興隆は、南都北嶺の反感を買う結果となり、ついにあの建永二年（一二〇七）の死罪四名、流罪八ないし十名という未曾有の法難（建永二年は承元と改元されるので承元の法難ともいう）²⁰⁾となつてあらわれるが（表参照）、兼実の弟の慈円が著わす『愚管抄』巻六

サテ九条殿ハ 念仏ノ事ヲ法然上人ススメ申シヨハ信シテ ソレヲ戒師ニテ出家ナトセラレニシカハ 仲国力妻

ノ事アサマシカリ 法然カ事ナトナケキテ 其建永二年ノ四月五日 久シク病ニネテ起居モ心ニカナハス 臨終
ハヨクテウセニケリ

とある通り、兼実はこの法難を嘆いて命終したのである。かような建永・承元の法難で処罰の対象となった計十四名のうち、のちに浄土宗西山派祖となる善恵房証空（一一七七—一二四七）だけは、慈円の申し預るところとなつて罪を免れている事実に留意しておきたい。

かくて諸方の辺州に遠流となつた法然師弟は、五年後の建暦元年（一一二二）に罪が許されて法然も帰洛するが、罪科は老齡の身にこたえたのであろう翌二年正月二十五日、法然は八十歳を一期として浄土に還歸している。どうしたわけか法然の遺体は、当時の高僧にしては珍らしく火葬に付されず、入滅地の京都東山大谷（現知恩院境内）に埋葬され、そこに墳墓廟堂が営まれた。ところが、その後法然の十七回忌を明年に控えた嘉禄三年（一二二七）六月、山門の暴徒が法然の墳墓を破却して、その遺骸を鴨河に流そうとする事件が起きる。²¹ 事前にそれを察知した法然の遺弟たちは、兼実の第八子で比叡山横川別所飯室谷妙香院の良快（一一八五—一二四二）と議し、法然の遺体を大谷から嵯峨、嵯峨より太秦、太秦からさらに粟生野（現長岡京市光明寺境内）へと移送し、翌安貞二年（一二二八）正月二十五日の法然十七回忌命日にその地で火葬したのであった。

このときに当りまたまた有力な法然門下四名が、比叡山の強訴により処罰された〔表参照〕。いわゆる嘉禄・安貞の法難である。ところが今回も建永・承元の法難の際と同様に証空のみは、公家に誓状を書いて進めると共に、自身が嘉禄元年（一二二五）に亡くなった慈円の臨終善知識であった事実の証拠を提出し、慈円の甥でかつその付

建永・承元(一二〇七年)の法難一覽 — 流罪の部 —

法号・実名	生年	没年	没齡	七箇条制誡順位	罪科	配所	罪名	法難時年齢	備考
法然房源空	長承二年(一一三三)	建暦二年(一一二二)	八〇	最初に別署	遠流	土佐国幡多	源元彦	七五	法然(土佐国幡多)までは行かず九条兼実の旧領といわれる讃岐国子松庄内生福寺で過ごし、承元元年十二月には勅免あつて根津国勝尾寺へ入り建暦元年十一月崩落した。罪名は「親鸞伝絵」下「拾遺古徳伝絵」巻七之一に藤井元彦とある。
聖光房弁長	応保二年(一一六二)	嘉禎四年(一一三〇)	七七	なし	遠流	筑後国	不明	四六	「法然上人行状絵図」巻四十六之一に聖光は、法難前の元久元年(一一二〇四)に郷里の鎮西へ帰つたと記されているので、流罪のことは普通いられないが、金沢文庫蔵の文保三年(一一三二)「九」親経玄義分疎問抄」表紙裏に「筑紫聖光上人 諸行難非本願 而立住生主義 被配流筑後国也」とある。
成覚房幸西	長寛元年(一一六三)	宝治元年(一一四七)	八五	一五・一七九	遠流	阿波国	不明	四五	「拾遺古徳伝絵」巻七之一には阿波国とあるが、「歎異抄」では証空と共に慈円が申預つたとされている。しかし幸西著「玄義分抄」の写本に「已上阿波(聖人御自筆御本也)」とあるので、やはり幸西も同国へ流されたものとおもわれる。
善信房親鸞	承安三年(一一七三)	弘長二年(一一六二)	九〇	八七	遠流	越後国国府	藤井善信	三五	親鸞は七箇条制誡に僧録空と署名している。新潟県上越市五智国分の越後国分寺境内に親鸞流罪地の遺跡がある。承元五年三月三日親鸞は妻惠信尼三十歳との間に信連房をもうけている。
正信房湛空	安元二年(一一七〇)	建長五年(一一五三)	七八	なし	遠流	肥後国	不明	三二	「法然上人伝法絵流通」下をはじめ諸伝に湛空も法然と同日に西国へ流されたとあり、「拾遺古徳伝絵」巻七之三には「公全律師(善信上人)是也も配所(肥後国)云々におもむきけるが……」とみえる。「法然上人行状絵図」巻四十三之三では「(法然)上人遺誦のときも配所までもなはれける」とあるが、湛空の場合も聖光と同様流罪のことは一般にはあまりいられない。
善惠房証空	治承元年(一一七七)	宝治元年(一一四七)	七一	四	遠流	奥陸国	不明	三一	「法水分流記」に奥州とあるが、「歎異抄」に「シカルニ無動寺之善題大僧正コレヲ申シアスカルト云々」とあり、「土徳伝絵」にも「但無動寺前大僧正被申預之」とあつて、証空は慈円の預るところとなつて罪を免れた。浄聞房から法本房行空までの配流地は「歎異抄」・「拾遺古徳伝絵」巻七之一による。
浄聞房	不明	不明	不明	なし	遠流	備後国	不明	不明	
禅光房澄西	不明	不明	不明	四七	遠流	伯耆国	不明	不明	
好覚房	不明	不明	不明	なし	遠流	伊豆国	不明	不明	
法本房行空	不明	不明	不明	四〇	遠流	佐渡国	不明	不明	新潟県西津市河崎の曹洞宗見照寺は法本房行空の流罪遺跡だと伝える。

建永・承元（二二〇七年）の法難一覽 — 死罪の部 —

法号・実名	生年	没年	没齡	七簡条 制誡順位	罪科	誅殺地	罪名	法難時 年齢	備考
善禪房西意	不明	建永二年 (二二〇七)	不明	一七	死罪	摂津国	不明	不明	「歎異抄」に善禪・性願・住運・安樂の四人は、二位法印尊長の沙汰で死罪が行なわれたとあるが、「拾遺百徳伝」卷七之一には、「善禪房西意於摂津国誅々木判官 不知実名沙汰」とあり、「性願房 住運房 安樂房 已上 於近江国馬淵誅 二位法印尊長沙汰云云」と記される。いっぽう「法水分流記」では「性願 同所(江州馬淵) 被誅 一人自口蓮華出生伝云 善禪 性願於摂津所誅 佐々木判官沙汰云云」となっている。佐々木判官は佐々木弥太郎判官高重のことであろうといわれる。なお「法然上人行状絵図」卷三十三之二に「官人秀能におほせて六条河原にして安樂を死罪におこなはるゝ時」とあって、死罪の場所や沙汰人の記述については史料によって異同がある。沙汰人の尊長は承久の変を起した張本で変後七年目の安貞元年六月七日に捕まり翌八日自害している。住運と安樂は美声の持主で六時礼讃をよくした。とくに安樂は日本第一の美僧といわれたことが、高田本『法然上人伝法絵』・弘願本『法然聖人絵』にみえている。
性願房	不明	建永二年 (二二〇七)	不明	なし	死罪	近江国 馬淵	不明	不明	
住運房	嘉応元年 (二二六九)	建永二年 (二二〇七)	三九	二六	死罪	近江国 馬淵	不明	三九	
安樂房邊西	不明	建永二年 (二二〇七)	不明	三〇	死罪	京都六 条河原	不明	不明	

嘉祿・安貞（二二六〜七年）の法難一覽

法号・実名	生年	没年	没齡	七簡条 制誡順位	罪科	配所	罪名	法難時 年齢	備考
皆空房隆寛	久安四年 (一一四〇)	安貞元年 (二二二七)	八〇	なし	远流	奥陸国 山遠里	八〇	八〇	隆寛の配流地は「百練抄」・「民経記」とも陸奥としているが、護送役の森(毛利)季光西阿が自分の住所相模国飯山へ移し、代りに実成房を配所につかわした。神奈川県厚木市飯山の浄土真宗本願寺派光福寺はその遺跡地。
空阿弥陀仏	久寿二年 (一一五五)	安貞二年 (二二二八)	七四	一四一	远流	薩摩国 原秋沢	七三	七三	「百練抄」安貞二年七月五日条では薩摩となつてゐるが、「民経記」同年七月六日条には老岐とある。「民経記」は伝聞であるから幸西と聞き違えたものとおもわれる。
成覚房幸西	長寛元年 (一一六三)	宝治元年 (一二四七)	八五	一五・ 一七九	远流	老岐国 枝重	六五	六五	「百練抄」安貞二年七月五日条では老岐とあるが、「民経記」同年七月六日条では幸西が薩摩(弓空阿弥陀仏)が老岐とある。「百練抄」同年記事によるべきであろう。なお「法然上人伝」十卷之九は配流地を伊予国としている。
善惠房証空	治承元年 (一一七七)	宝治元年 (一二四七)	七一	四	远流		五一	五一	「明月記」安貞元年七月六日条に「善惠房上人宇津宮隨逐之師也 山門訴訟入其教之田聞之 周章書書状妙抄香院又披陳給云々 吉水前大僧正帰依 爲臨終善知識 以之爲証拠云々」とあって、証空はことごとき罪を免かれてゐる。

法弟子であつた妙香院良快の弁護を得てうまく遠流を逃れたことが、藤原定家（一一六二—一二四一）の日記『明月記』安貞元年七月六日条に次のごとくみえている。

善惠上人宇津宮隨
之師也 山門訴訟 入其數之由聞之 周章書誓狀且進公家 妙香院又披陳給云々 吉水前大僧正帰依

為臨終善知識 以之為証拠云々惣藏下知 濫僧等隨見及可陵礫申示含之云々

いづれにしても建永・承元と嘉祿・安貞の二度に及ぶ法難で、法然の浄土宗は壊滅的な打撃を被るが、幸い二回とも九条家出身の慈円と良快のとりなしで、ことなきを得た証空が健在であつたために、以後の浄土宗はかれを中心に京都で発展していくのである。

さて、この証空と九条家の関係であるが、その結び付きは、実に同家初代兼実のときにまでさかのぼる。すなわち至徳三年（一一三六）に浄土宗西山派の示導康空（一二八六—一三四六）が作つた証空の伝記絵巻である『善惠上人絵』（以下『上人絵』と略す）第一巻第四段に²²

後法性寺禪定殿下 法然上人御帰依のあまり 滅後の御形見のために 浄土要文を注し給はるへきよしおほせ送られしかは 善惠上人相共に文をひき義を談して 選択集一卷を撰進せられけり 第二段までは安楽房筆受けに ある時 われもし翰墨に堪さらましかは いかてかこの仏法棟梁の座下にくはゝりて 執筆の役を つとむへきと申たりければ この法師橋慢の言を出す しかるへからすとて をひたてられて 進士入道真観房をもて そのおくをは書つかせられけり 撰集とゝのほりしかは すなはち進覽せられけるに 殿下大に悦給ひて 上人入滅のゝち この書に不審の事あらむするをは 誰人にか決すへきと尋申されければ 善慧房と申僧に 所

存の趣をは悉命し置よしをそ申されける　さる程に師匠の存日に御書をもて　善惠房給へきよしを仰送られけり
御返事に　めされ候弟子僧善惠房　今明の間に進すべく候　愚意の所存に聊も違せざるものに候とのせられたり
附法の正統なること　誰かこれをあらそふへきや　すなはち御請に応して　正治元年^紀殿中にして　師にかは
りて選択集を尊閣に読授たてまつらる　其時は纔に年廿三なり　智解の拔萃せる事　此をもてしりぬへし
とある通り、そのかわりは法然在世中の正治元年（一一九九）に師の名代として、年わずか二十三歳の証空が兼

実邸で法然の『選択本願念仏集』を講じたことからはじまっている。もっとも兼実は三年前の建久七年（一一九六）に証空の猶父源通親（一一四九—一二〇二）によって失脚させられていたから、二人の対面にはかなり微妙なものがあつたかも知れない。²³ともかく証空と兼実の關係は、こうして法然を介して出来るわけで、これが慈円や良快とも結び付く因縁ともなつていくのである。兼実のあとを継いだ良経は、のちに建永・承元の法難となつてあらわれる一件で忙殺中の元久三年（一二〇六）三月七日、土御門天皇の摂政在任のまま三十八歳の若さで父より前に没したために証空との交流は見出せないが、その子の道家とはかなり顕著な交りを認めることができる。よつて以下順次それを史料上にみていこう。

まず『明月記』文暦二年（一二三五）五月二十七日条に「廿七日己未　朝天晴　殿下自一昨日五ヶ日善惠房戒云云」とあつて、殿下すなわち道家が一昨日つまり二十五日より二十九日に至るまでの五日間、善惠房証空より戒を受けているのがわかり、さらに同じ年の嘉禎元年十二月二十日条にも「殿下又御西山善惠房之由也」と記されている通り、道家はこの日も証空の住房西山善峰寺北尾往生院（現三鉢寺）を訪ねた事実が知られて大変興味深い。文

暦二年（九月十九日に嘉禎と改元）は、道家四十三歳、証空五十九歳であった。ちなみに『法然上人行状絵図』（以下『行状絵図』と略す）第三十五卷第三段によれば、道家は祖父兼実の余慶をうけて同じく法然の勸化を信仰し、この年の二月二日に『仏説阿弥陀經』十萬卷の摺写を発願して版木を異朝にひらかせたという。道家の兄慶政は自坊松尾法華山寺の住僧たちと共に中国宋の東禪寺版・開元寺版一切経版木の補刻事業に施財喜捨した事実があるので、道家もこれに結縁したのかも知れないが、残念ながら道家発願版経の存在は知られていない。

道家が嘉禎元年に訪れた証空の住房西山善峰往生院は、『華頂要略』をみるに建保元年（一一二二）二月に慈円24・慈鎮より譲られたものであった。そのことは『上人絵』第三卷第一段にも「西山善峯往生院は 祖師上人 慈鎮和尚の付属をうけて 真俗の興隆をそ いたされける」とあり、また同卷第四段にも「この往生院をは 慈鎮和尚にゆつり申されしを 建保の比 善恵上人にそ付属し給ふ」とあることよって明らかであろう。西山往生院をめぐっても慈円―証空―道家の関係がよく窺知できようというものである。

ところで、証空は奈良時代の制作にかかる大和・当麻寺のいわゆる当麻曼荼羅（陀とも）羅が、中国善導（六一三―六八二）の『観經疏』四卷の所説に一致した内容表現となっている事実にかく感銘し、その讚嘆と流布に大きく貢献したことはよく知られている。それが証拠に当麻寺本堂（曼陀羅堂）の柱には、いまでも証空が寛喜元年（一一二九）三月二十六日に不断念仏料田を寄せた非常に珍らしい形式の寄進文書が残っているだけでなく、増上寺開山の西誉聖聡（一一三六―一四四〇）が著わす『当麻曼陀羅疏』卷第八に25

次言「流布曼陀羅者 其後法然上人御弟子小坂善恵上人云者 可キ奉ル移シ曼陀羅之志在レ之 宇津宮実相房相議

候 于時当麻寺衆僧曰 寺僧外不可許之有返事 于時上人勤寺役列供僧 如意被移曼陀羅 此時無御衣絹 後鳥羽院御后宣秋門院九条殿御願 手自蓮糸繰取副常糸有御宮 爰善惠上人宇津宮実相房相議 大画師播磨法眼澄円ニセテムカ仰付令書之 是即第二転曼陀羅也 此曼陀羅善惠上人九条殿御沙汰 嘉禎三年西九月末 上人弟子觀信房奉副 信濃国善光寺被進 善光寺曼陀羅御迎 參僧二人有之 小将阿闍梨權智房也 此人王八十 六代帝四条院仁治天第五年也 其後又善惠上人写一幅 奉安置当麻寺西竜御殿 是則第三転曼陀羅也 其後亦写二本 奉納宇津宮神宮寺 次又実相房為施主 初巧ニテ出四分一曼陀羅 遂下国之後 大羽往生寺建一字大坊 其曼陀羅奉為二本尊 其後又善惠上人此計 殊勝靈像諸国万人可拜 六十余州一國一鋪宛之願起欲書之 而十三鋪書立 都彼此道場在之間也 剩開印板摺写日本大唐弘之給 其印板隨一智恩院被安置 但恨近年焼失云 其後人多挙移之奉安置故也 付之本曼陀羅並第二第三転同方一丈五尺也 其後依二人力大小任意移之 四分一曼陀羅方七尺五寸也 數此數量六分一八分一 奉書之 大小長短雖替 仏菩薩數依正二報莊嚴何無替也 已上付当麻曼陀羅 積二本曼陀羅流布曼陀羅竟

とあって、証空は画師の播磨法眼澄円(30)に当麻曼陀羅を描かしためが、それに使用の料絹は兼美ハスミの女メで後鳥羽天皇の皇后であった宜秋門院任子が寄進するものであった。のちこの曼陀羅は嘉禎三年（一二三七）九月末に道家の沙汰として信濃国善光寺へ奉納されたというのである。こうしたことはすこしも疑う必要はなく、ここにおいても証空と九条家の人たちとのかわりが注意をひこう。

証空のかかる当麻曼荼羅への思い入れは、仁治三年（一二四二）に行なわれた当麻寺本堂（曼陀羅堂）の厨子お

よび須弥壇の修理作善の上にもよくあらわれている。同寺ではその年から翌寛元元年にかけて、大がかりな厨子・須弥壇の修理をした際に二一五〇人余りの男女貴賤がこれに結縁し、その結縁者名が大型の曼荼羅厨子扉六枚の内面にびっしりと書き込まれいまも現存する。³¹⁾その北方第三面「当寺寺僧分」のトップに「沙門証空」の名がみえ、同じ扉の上部には「金剛仏子行恵／菩薩戒尼清浄如／征夷大將軍頼経／菩薩戒尼寂浄恵」とあり、また南方第一面上部にも「後一条前摂政／前右近衛大將源頼朝」とそれぞれ金地色紙型の中に特筆大書されているのが注目される。すなわち行恵は道家出家後の法名であり、³²⁾將軍頼経は道家の息、前摂政も同じく道家息の教実、頼朝は道家の母方の祖母の兄に当るので、この厨子の修理には九条家が大きく関与していることがわかり、おそらくその背後には道家への証空の勧進が与って力あったものと考えべきであろう。

この当麻寺の曼荼羅厨子・須弥壇修理の前後に、やはり道家の息で二条家の祖となる良実が、『平戸記』仁治三年（一二四二）九月十八日条に「晴 晩頭参殿下 御受戒之程也 善恵上人 奉授也 仍以顯嗣朝臣申身暇 是自明後日 為念仏之結願 十ヶ日可籠居北山之間 申入其子細也 於内裏者付前内府申入了」とあるごとく証空より戒を授けられており、『岡屋関白記』寛元四年（一二四六）二月二十七日条によれば、この日証空は道家の女婿近衛兼経にも戒を説いているのである。

証空は師法然の薫陶よろしきを与えて、善導の五部九卷（『観経疏』四卷、『法事讚』二卷、『観念法門』一卷、『往生礼讚』一卷、『般舟讚』一卷）を自己の教学の中心に据え多くの著作を残しているが、³³⁾『観経疏私記』十巻もそのひとつであった。『上人絵』第一巻第四段に「又光明峯寺禅閣の嚴命によりて 観経疏私記十巻を造進せられけ

り 先公の芳躅をしたひたまふゆへとそおほえ侍る」とある通り、それは実に光明峰寺禪閣すなわち道家の命で造られたものであった。『西山年譜要記』はその造進年を仁治元年（一二四〇）のこととしているが、残念ながら本書は現存しない。

道家と証空との親密な関係を物語る事象として、最後にあげておかなければならないのは遣迎院の建立である。

証空は一代のうちに西山善峰の往生院、白川龍護の歎喜心院、法性寺の遣迎院、摂津武庫河の浄橋寺など四ヶ寺を開くが、このうち遣迎院は道家の沙汰によるものであったことが、『上人絵』第三卷第七段に次のごとく記されている。

又法性寺の遣迎院は 月輪殿 峯殿なども程とをからす 洛陽の化導たよりあるへければとて 光明峯寺殿の御さたにて はしめは人屋を点して 上人の住処とさためられけり 後には仏閣をひらきて 尺迦弥陀二尊の像を安置し 発遣来迎の利益をあふきて 寺号をも遣迎とそつけられる

なお、『靈託』の書かれた延応元年といえは、この年の三月六日に法然の『選択本願念仏集』が刊行されていて、京都市・法然院にその唯一の刊本を所蔵するが、一説にこの刊行は兼実の三十三回忌を期して、道家が発願し証空の協力であったものとする見方もある⁴⁷ので、ここに付記しておく次第である。

法然なきあとの京洛における浄土宗は、以上みてきたように四条天皇の外祖父で、摂政近衛兼経の舅でもあり、また鎌倉幕府第四代將軍頼経の父に当たる当時の最高実力者前摂政関白九条道家とのかかわりが顕著な善恵房証空のいわゆる西山義が、ひとり花々しく展開していたのであった。しかしだからといって、道家は偏依証空一師では決

してなかったことに留意しておかなければならない。そのことは道家の行業にもよくあらわれているのであって、かれには慈円・良快・慶政・慈源などをはじめ多士済済の身内の僧がおり、自分自身も法性寺で出家し、東大寺において受戒を遂げ、東寺にて灌頂を受けたばかりではなく、かの有名な弁円円爾（一一〇一—一一二八〇）を開山として、台・密・禅三宗兼学の東福寺を創建するなど、まったく顕密仏教体制側の人間であった事実を忘れてはならないとおもう。

徳大寺家・西園寺家と浄土宗

さて、かの嘉祿・安貞の法難により、現在の長岡京市・光明寺の地で茶毘に付された後の法然の遺骨は、そこに草庵を結んでいた幸阿弥陀仏の頂るところとなっていたが、幸阿は庵室の塗籠ふかくにこれを納め故郷の鎮西へ帰ってしまったという。『行状絵図』第四十二巻第七段（註）にその後のいきさつが次のように述べられている。

遺骨をひろひ宝瓶にをさめてまつり 幸阿弥陀仏にあつてをきておのゝ退散しぬ そのゝち正信のさたとしてかの芳骨をおさめたてまつらむために 二尊院の西の岸の上に鴈塔をたてゝ 貞永二年正月廿五日に正信房 御骨の御むかへに粟生野の幸阿弥陀仏のもとに罷向ところに 幸阿弥陀仏は御骨を庵室のぬりこめにふかくおさめをきたてまつりて 鎮西に下向しにけり かきをたつぬるに ぬりこめをひらくへからさるむね かたくいましめをきて 鑑をあつけをかれさるよし 留守のものこたえ申あひた仰天きはまりなし 相伴ところの門弟廿八人

面々に力をつくしをして戸をひらかむとするに かなはずむなく帰んとする時 御在世ならば湛空か参たるよし申いれんに なとか見参にいらてむなく帰るへきと なくくとき申されけるに ぬりこめのくるゝなるやうにおほえければ 門弟の中にちかく侍る信覚といふ僧に いま一度戸をひきてみよと正信房申されければ 信覚たちよりて戸をひくに相違なくあきにけり 歎申おもむきを聞食入られけるにこそとて 歎喜の涙をなかし 御骨をむかへたてまつりて 塔中にをさめたてまつりぬ

これによって明らかな通り、法然の遺骨は二十三回忌を明年に控えた貞永二年（一二三三）に、正信房湛空（一七六一—一二五三）が嵯峨二尊院の西の岸の上に建立した雁塔に納骨すべく、かなり強引に奪取したらしい形跡が読み取れよう。これが殷賑をきわめた湛空による浄土宗四門徒のひとつ嵯峨門徒の発祥である。その門徒祖の湛空につき同じく『行状絵図』第四十三卷第三段は、伝えて次のごとくいう。

嵯峨の正信房湛空は 徳大寺の左大臣公実能の孫 法眼円実の真弟 大納言律師公全これなり 瑜伽の壇のうへには 四曼不離のはなふさをもてあそひ 観念の窓のうちには 五相成身の月をすまして 三密の法將四明の智徳たるへき器用なりければ 実全僧正の附弟にそたのまれける されとも浮生の名利をいとふ心ねんころに 菩提の直路をねかふ心さしふかゝりければ つるに聖道門をすてゝ上人の弟子となり ひとすちに浄土門にそいり給ける まのあたり上人の眼光を拜してのちは信仰ことにふかし 円戒をつたえて天下の和尚たりき 稽古を事とせず 小学の単修をこのみて学問 選択集にはすくへからすとそ申されける 年たけ齢かたふくまゝに道心いよゝ堅固にして 専修功つもり行徳あらはれければ 世こそりてこれをたうとひき 毗沙門堂の法印明禪取後の

知識には このひとをそもちめられける 嵯峨の二尊院は上人草庵をむすひてかよひ給し地なり その跡をか
うはしくして居をこゝにしめ 寺院を興隆し楞嚴雲林両院の法則をうつして廿五三昧を敷行し 上人の墳墓をた
てゝもはらかなの遺徳をそ恋慕し給ける 上人遷謫のときも配所までもなはれけるか 御かたみのためにとて船
のうちにて上人の真影をはりたてまつられける 船のうちのはり御影とて 当時二尊院の塔にましますこれなり
生年七十八建長五年五月の比より所労の事おはしけるか 同七月廿七日念仏數百遍ぬふるかことくしてをはり給
にけり

すなわち湛空は徳大寺実能（一〇九六—一一五七）の子円実の真弟で公全といい、同じ徳大寺家の円実の兄公能
（一一一四—一一六一）の子第六十六世天台座主実全（一一四一—一二二一）の付弟に望まれるも、聖道門を捨て
浄土門に帰して法然の弟子となり円頓戒を相承した。建永・承元の法難では法然の配所まで随伴したとあるが、正
安三年（一二三〇—一二三二）に本願寺の覚如宗昭（一二七〇—一三五二）が著わした法然の伝記絵巻『拾遺古徳伝絵』第七
巻第三段⁴⁰では、「公全律師^{是也}上人も 配所^{肥後国云々}におもむきけるが…」とあって、湛空自身も肥後国へ流罪となった
ような記述がされている。なお、右の『拾遺古徳伝絵』に「聖信上人」とあるところより、同じ覚如が永仁三年
（一二九五）に撰述した『善信聖人親鸞伝絵』上巻の信心評論段⁴¹に登場する「聖信房 勢観房 念仏房已下の人々
おおかりし時」とある「聖信房」も、やはり正信房湛空のことと知られるので留意しておきたい。

湛空は建暦二年正月二十五日に師の法然が亡くなったとき三十七歳であったが、その三七日法要が同年二月十六
日に勤まった際、かれは檀那となって中国東晋の書家王羲之（三〇六？—三六五？）の摺本を手本として同日読誦

の経を写し、それに和歌一首を添えたことが、『法然上人伝法絵流通』第四卷第五段、『法然聖人伝絵』第八卷第六段、『拾遺古徳伝絵』第九卷第一段、『行状絵図』第三十九卷第三段などにみえている。ここでは『法然上人伝法絵流通』の詞書にそれをもておく。

三七日 御導師 住信房

彌勤菩薩

末弟耽空法師捧誦經物 唐朝の王羲之摺本一紙面十二行八十餘字書之

にしへ羲之へきみちのしるへせよむかしもとりのあととありけり安息国之鳥故云々

湛空が和歌をよくしたことは、『古今著聞集』第二卷七十一話の

湛空上人涅槃会を行ふ事

湛空上人 嵯峨の二尊院にて涅槃会をおこなはれける時 人々五十二種の供物をそなへけるに 花をうへに

たてゝ歌を讀て付けるに 西音法師 水瓶に梅を立て送とて読ける

きさらぎのなかのいつかの夜はの月入にし跡のやみぞかなしき

返し 湛空上人

やみちをば弥陀の光にまかせつゝ春のなかばの月は入にき

又一首そへられける

会を照す光のもとを尋れば勢至弁のいたゞきのかめ

『比良山古人靈託』と善念・性信

という話にも十分うかがえよう。

さきほど法然の三七日法要のところで引用した『法然上人伝法絵流通』のことであるが、これは数ある法然の絵巻物や掛幅絵伝に大きな影響を及ぼした法然一代記絵の根源的存在のもので、元来は上下二巻よりなるもいまは四巻本で、その上下奥書から嘉禎三年（一二三七）に六十九歳のたんご耽空が願主となって出来たことが知られる。⁴⁷ただし上述来の湛空とは文字も違い年齢も合わないが、前記三七日中陰法要のところでも他絵巻のすべてが「湛空」と記すのをこの絵巻のみ「耽空」として、明らかに普通文字で表現されているのがわかり、また年齢については原本の「六十二」を見まちがって「六十九」と誤写したのではないかと考えられる。したがって共ども深く拘泥する要はなく、『法然上人伝法絵流通』は嘉禎三年湛空によってなされたものとみてよからう。⁴⁸

嘉禎三年丁十一月廿五日筆功已畢

此絵披見之人 奉_レ礼三尊之像 其詞説明之輩 誦大經之文 願_二身口意之行_一 念阿弥陀之名 往生極樂之志 無_レ貳 勿_レ疑_レ之也 爰耽空執筆而草_二旨趣_一 觀空和墨摸_二画_一 願結_二一仏浄土之縁_一 共証_二九品蓮台之果_一 乃至無遮平等 敬白

耽 空 在 判

觀 空 在 判

おもひ入やすち箏ゆみはりの月のつよくもひくかたそかし
弓はりの月は大地を的としのおもひ入よりはつしけそなき

嘉禎三年酉五月に始_レ之 同十一月廿五日 於_二相州鎌倉八幡宮本社之辺_一凶之

鎮西築前国之住左兵衛尉源光忠法名觀空 行年卅三云々

願主沙門耽空六十九

人ことにおしむけしきやみえぬらん山のこゝろにはれぬ月かげ

月をなをもとのすみかになどせかしいでも山のかげならぬかは

わきたれも往生際にうせにける阿弥陀仏をとかりやにして

抑この絵は ふかき心ざしあり 特留此經の傍に為_レ挿_二先師之遺徳_一 止住百歳の間 欲_レ備_二後代之美談_一者也

然則往日駅路之斗藪 翻為_二界道林地之經行_一 今上子城之宣命者 宜_レ待_二大閣講堂之法輪_一矣 者往生極樂之類

將_レ得_二天眼天耳他心智_一 欣求浄土衆 盍_レ照_二人界人身願樂思_一也 知見無_レ誤者 早出_二有為之家_一 本誓有_レ憑速

入_二無為宮_一云々

耽 空 在 判

永仁年甲午九月十三日書畢 執筆沙門寛惠満七十 雖_モ手振目闇_一 為_二結縁之所之書也_一 後見念仏申可訪給_一

南無阿弥陀仏云々

湛空と法然とのかかわりについては、このほかにも建久九年（一一九八）に法然が暗夜で眼光を放ち聖教を読んでいるのを見たリ、畳に坐して称名念仏する法然から身光赫奕としている有様を拝したこと。仁治三年（一二四二）に亡くなった明禪（一一六七—一二四二）の臨終善知識を勤めたこと。聖光房弁阿弁長の鎮西筑紫義が法然の正流

空公

〔瀕空〕□□乃□名□□□□□□大徳専学念仏往生之正路菩提留支已後教行

無異□〔兼〕伝師資相承之□□〔釈〕迦如來以降至公二十人是故

行状

太上天皇徴而為〔戒〕師□□□□仰而帰高徳況以菩薩慈悲為我心以衆生苦樂

為我思為他不惜身命為自〔善〕□界資若自非大権之心化豈有利物之□□此□於

及機〔翻〕已尽応火欲滅又手念仏端坐而終于時祥雲映日異香薰風〔遂〕□□□□

寺之西山門□□□□如不及泣因彼遺旨略刻此片石銘曰

世有権化非公是誰生來穢国教益弘施死□西刹徴祥顕茲称弥陀号畢□為□

念仏功大聖言莫疑欲〔為〕後学樹此豊碑 大宋国慶元府打石梁成覚刊

右碑文九行目の「太上天皇徴而為〔戒〕師」とあることにつき、室町時代の成立にかかる『二尊院縁起』上巻第五段の次のような記載より、それが第八十三代天皇土御門（一一九五—一二三二）、第八十八代天皇後嵯峨（一二二〇—一二七二）の父子を指すものであることがわかる。

第三の住信上人再興の間 当寺にして浄土の宗旨をひろめ 道俗の出離をすゝむ 又円頓一実の大戒を禀承して 尊卑の得脱をなせり しかればすなはち円頓大乘戒は血脈相承の嫡統念仏九品の宗者首尾弘通の正流也 これによりて代々の明帝忝く十善の掌をあはせ給て一乗の禁戒をうけます 所謂正信上人は土御門院後嵯峨院二代の国師たり 寛喜上皇御帰依の間勅命にまかせ御遺骨を当寺の御塔におさめたてまつる 正覚上人又後嵯峨院後

深草院龜山院後宇多院伏見院五代の国師にそなはれり 次理覚上人かさねて又龜山院後宇多院二朝の御師範として叡感の院宣をかうぶり懇勲の勅書を下され 已下凡当寺御受戒は嘉例の勝躰也 法のため世のため誰人かこれを弃捐せむ 就中土御門院御事ありて後 後嵯峨院御童体として正信上人を囑して御出家あらむと有しに 上人俄に事のよしを奏して御素懷を申とゞめらるゝ事あり 其故は御落飾の刻限に及て御盥の水に巾子紙したる御冠の影うつれりと云々 嚴重の瑞相希代の不思議也 仍幾の月日を経ずして一天の聖王にそなはり 万機の政化を施給へり 剩継体相統上古にもすぐれさせたまふ事 しかしながら当寺戒徳の効驗上人護持の高名たる者乎

湛空と両天皇に関しては、保元の乱に敗れて讃岐へ流され、ついにその地で没した崇徳天皇（一一一九—一一六四）の鎮魂菩提寺である白峰寺の清原良賢撰『讃岐国白峯寺縁起』にも次のごとくあって、^⑤湛空が両天皇の信任あつき僧であつた事実がわかり注目させられるのである。

土御門院阿波国にて御違例ありしかば 湛空上人をめて善知識にをかれしに 寛喜三年十月三日夢に御持仏堂の前の一間に御車を寄たり 御簾を半あげて御肩より上は見えず 御束帯のさまなり 御車の中より仰られていはく 御とぶらひのために参たりと奏べしと 湛空 誰人にておはしますやらむと思惟するところに 讃岐院と号するなりと 今度御寿命はたすかるべからず 但子孫をば守護すべきなりと奏せよとて御車は出ると覺ければ事の外に大なる車なり 供奉の人は 毘沙門天王なむどのごとくなる者一万人もあるらんと覺えてける 此事申上たりければ さては寿命は叶べからず 子孫擁護こそたのもしけれとて日比御所持の唐本の法華經一部 御廟へ送たてまつらる 後嵯峨院は土御門院御子にてまします 童形にて 成興寺の真忠法印のもとへ入室給ひしが

御得度あるべきにてありしかど 或時は御冠の姿水にうつり 或時は御かみそりおるゝことなどありしかば 皆人不思議の思をなしたてまつりて 御得度はなかりしに 仁治三年正月九日 四條院にはかに崩御なりぬ 佐渡院の皇子御位につくべきよし 関東にて評定ありて 使には三浦介すでに立たるところに 靈神の御告もやありけむ かさねて評定ありて 土御門院御子にさだまりぬ 使には秋田城介義景にて有けるが 立かへつて申けるは 先日の御使によりて 佐渡の院の宮御踐祚あらば いかゞ仕らんと申たりければ それをばすべらかしまいらせてつけ申べしと仰を承てまかり立けり 神妙にも申たりとぞ人々美談せられける しかるに先日の使よりもさきに上洛して相違なく後嵯峨院位につき給ふ 是併湛空上人が夢想の驗と憑しくぞ覚えし されば建長四年十一月の比唐本の法華經一部をくりまいらせさせ給

ところで、実は土御門・後嵯峨の両天皇は、かの証空とも関係深かったことにおもいをいたさなければならぬ。というのも土御門天皇の生母は、源久我通親（一一四九―一二〇二）の養女承明門院在子（一一七一―一二五七）であり、後嵯峨天皇の生母がこれまた通親の長子通宗（一一七八―一一九八）の息女通子であって、これは同じく通親を猶父とする証空の俗系からみれば、在子は姉、通子は姪に当るといふ間柄になるわけである。土御門天皇は承久の乱後みづから望んで土佐国へ配流され、のち阿波国の配所で死去するが、その第一皇子後嵯峨は、通親の四男通方（一一八九―一二三八）が扶持養育したという『上人絵』第三卷第七段55の次の詞書をみてみよう。

承久大乱の後は 旧院の皇胤繼牀の儀は 上下思ひよらぬ事にて侍しに 後嵯峨院そのみたれのとしは二歳にならせ給けり 久我内府通親公四男大納言通方卿は 父の院にも御傍親 御母贈皇后にも御ゆかりなりしかは 扶持

し申て かくしをきたてまつられけるか 一八の御年にや 大納言さへ早世せられしかは いと、無頼になり給ひけり 大納言存日の時 宮の御方の御祈の事 ひそかに申さるゝむねありければ 上人うけとり給ひて つねに梵網経を誦して祈念し申されしに 四條院俄に晏駕しましゝき 皇子もおはします 連枝の御子もまします 順徳院の御子たちこそ あまた都にとゝまり給しかとも 天照大神の御はからひにや この君天位にそなはり給ひけり 御年廿三とそきこえし これはひとえに上人の戒法の徳なりと ふかくおほしめしければ 御在位のおひたは月々に御受戒ありけり 白川龍護田の歎喜心院を勅願寺として 不断梵網経の誦誦をはしめらる 江州に小野社を勅施入の地として 彼不断経の料所とそさためられける この歎喜心院は上人建立四ヶ寺のその一なり 釈迦・弥陀丈六の金像を本尊とす 三重の宝塔をたて 二階の蓮舎をつくりて 当麻の曼陀羅の寸尺をたかへすうつしたてまつりて安置せられけり

これは上述の後嵯峨天皇と証空との俗縁から、証空の祈念と戒法の徳によって後嵯峨が皇位につくことができ、ために後嵯峨天皇は毎月証空より戒を受け、あまつさえ証空建立四ヶ寺院のひとつ歎喜心院も同天皇の勅願によるものであったことを強調する段にほかならない。実際後嵯峨上皇が証空より受戒していた事実は、『黄葉記』寛元四年（一二四六）五月十四日条の

十四日辛未 雨降 参殿

次参院 今日有御受戒事

善患（惡患）上人（一昨日予遣御教書請之）参勤（初度故被催座主而辞退且御在位之時）

於千日御

講道場有此事

懸本尊（釈迦佛也仰預備香花）

事訖賜布施

沙金一匁（三兩）置扇

自簾中被出之

前内府取伝了

我君深有帰仏之

御志 殊以有戒行之沙汰

仰付此上人

年来毎日被転読梵網経 大賞会行事所移也 主基 用左近府云々 高雅

始神事

という記事からも明らかであろう。

さて、嵯峨の二尊院に雁塔を建立し法然の遺骨を迎えて、ここを浄土宗嵯峨門徒の中心として発展させたのは、すでに記した通り徳大寺家を出自とする湛空であった。同家は撰関家の祖藤原師輔（九〇八―九六〇）の子公季（九五七―一〇二九）を祖とし、その家名は湛空の祖父実能（一〇九六―一一五七）が京都衣笠岡に徳大寺を建立して徳大寺殿と呼ばれたことにはじまる。実能のあと公能（一一一四―一一六二）―実定（一一三九―一一九一）―公繼（一一七五―一二二七）―実基（一二〇二―一二六五）と徳大寺家は次第相承されていくが、このうち野宮左大臣と通称された公繼は『行状絵図』第十二卷第六段によれば、⁶⁸⁾

野宮左大臣公繼公は 師弟の契あさからさるによりて 興福寺の衆徒上人の念仏興行をそねみ申て 奏聞にをよひし時は 上人ならひに弟子権大納言公繼公を遠流せらるへきよし 申状をさゝくといへとも 更其心さしをあらためす 専修のつとめおこたる事なくして 生年五十三嘉祿三年正月廿三日に職を辞し 同卅日種々の奇瑞をあらはして往生をとけ いまに末代の美談となり給へり すへて月卿雲客のなかに化導に帰する人おはく侍しかとも しげきによりてのせす

とあるごとく法然の帰依者であり、しかも公繼は証空その人のことを中国の道安（三一二―三八五）になぞらえて「弥天の善恵上人」と称讚したことも『上人絵』第二卷第二段にみえている。⁶⁹⁾これをうけてその子の実基も証空の善峰寺往生院へ不断念仏供料田三町を安貞二年（一二二八）に寄進しており、証空が徳大寺家ともつながりをもつ

ていた事実注目したい。その文書は左の通りである。⁶⁰⁾

「藤原実基公」

中宮大夫家政所下

可早宛行善峯寺往生院不断念仏供料田参町事

在山城国（乙訓郡）鶏冠井庄間副坪付等

右 件田元者 故中納言法橋之時 毎月護摩用途料 女房三位家之時 所被引募也 其所当米段別肆斗 庄本器定拾貳石也 法橋一期之後 門弟已及兩代 居諸漸推移 行法亦如廢 然而願主之素意 猶不致供料之違乱 爰自去承久三年之冬比 依善（念）惠聖人之興隆 於彼往生院修不断念仏 其行忽難始 用途無足之間 專為結淨土之業因 則勸進有緣之檀那 先公為其一分與彼善願 因茲改件護摩用途 宛此念仏供料 凡念仏永不退轉者 供料又不可依違 官限來際 断庄家之妨 停万雜公事 彼寺一向領知 但其行若及陵廢者 隨時可斟酌者歟 抑於此供料沙汰者 縱雖為上人之門弟 不可致自由之沙汰 念仏結衆外 依非領知之仁也 一衆相議 勿有偏頗 仍所仰如件 故下

安貞二年二月四日

知家事右官掌中原（花押）

令中務少丞中原（花押）

別当助教兼山城守中原朝臣（花押）

尾張守藤原朝臣（花押）

ところで、湛空の祖父で事実上の徳大寺家を創めた実能には、西園寺家の祖となる兄の通季（一〇九〇—一一二八）がいて、公通（一一一七—一一七三）—実宗（一一四四—一二二二）—公経（一一七一—一二四四）—実氏（一一九四—一二六九）と続くが、特に公経は源頼朝（一一四七—一一九九）の姪を妻として重きをなし、その子の実氏も幕府の支持をえて長女大宮院媁子（一二二五—一二九二）を後嵯峨天皇の中宮に入れて後深草天皇（一二四三—一三〇四）、龜山天皇（一二四九—一三〇五）の外戚となり、さらに次女東二条院公子（一二三二—一三〇四）を後深草天皇の中宮とするなど撰閔家をしのぐ勢力をふるうこととなるのである。この西園寺家の実宗がこれまた深く法然に帰依し、建永元年（一二〇六）法然を和尚として出家をとげたことが、やはり『行状絵図』の第十二卷第五段に出ている。^①

大宮の内府実宗公は 帰敬の心さし他にことにおはせしかは つねに上人に謁して念仏往生のみちをあきらめ つるに上人を和尚として建永元年十一月廿七日に出家をとけ 専修のつとめおこたりたまはず 上人の入滅をか なしみて 初七日の諷誦をさくけられき 生年六十七建曆二年十二月八日 正念たかはす念仏相続して往生をとけられにけり

この実宗の子の公経が、京都北山の別荘（現在の金閣寺地）に西園寺を建立して徳大寺家と同様家名となっているのだが、さきほども記したごとく公経の妻は、源頼朝と同腹の妹（？—一一九〇）が、京より鎌倉に下っていた一条能保（一一四七—一一九七）のもとに嫁して生まれた女子で、その名を全子（？—一二二七）という。公経と全子との間には前記の実氏と綸子が生まれる。いっぽう全子には姉がおり、彼女は九条兼実の息良経の妻となつて、

かの道家をもうけたわけだが、⁶²やがてその道家と繪子の從兄妹^{いとこ}同士が結ばれて九条教実・良実（二条家祖）・実経（一条家祖）・頼経（将軍家）・樽子（後堀河院中宮藻壁門院）たちが出生し、ここに源家・九条家・西園寺家を結ぶきずなが構築されるに至るのである。

ちなみにいう。承元元年（一二〇七）に四天王寺第五十二代の別当に補された兼実の弟慈円は、没する前年の貞応三年（一二二四）に同寺聖靈院繪堂を再興し、尊智をしてその内部に聖徳太子繪伝と九品往生人画図の板絵を表裏に描かしめるが、後者には九条道家・基家兄弟、西園寺公経・実氏父子など秀才九人の詠歌を添えたと『行状繪図』第十五卷第三段は伝えている。⁶³両家の緊密さを教えるひとつの事象であろう。

すでに記したごとくその慈円が嘉祿元年（一二二五）九月二十五日七十一歳にて寂するとき、臨終の善知識を勤め釈迦の宝号を唱えたのは証空であったが、証空は同三年（一二二七）八月に西園寺公経の室全子が亡くなる際にも、同月六日に彼女の病頭で懺法を修し、翌七日には『靈託』にも登場する明恵房高弁と共に臨終の勸進念仏を行い、翌月十八日の中陰仏事にも出仕している事実が『明月記』の記事より知られる。⁶⁴これは当の証空も最初は処罰の対象にあがっていたあの嘉祿の法難が断行されてよりわずかに一ヶ月後のことであり、証空が湛空と同様いかに最上層部の人間たちと巧みに交りを深めていたかを如実に示す事実として、没却しがたいものがあるといわなければならぬであろう。

結 語

以上、法然以後の京都における浄土宗の展開を史料に即しながらやや詳しくながめてきたが、そこに浮び上がったのは、皇室をはじめ九条家、西園寺家、徳大寺家、久我家など当時の特権階級と深く結び付いた証空の西山義と湛空の嵯峨門徒の活動であって、親鸞の真宗門徒などは片鱗すらもその姿をあらわさないことがわかったであろう。

周知のように法然没後の浄土宗は、永和四年（一三七八）に静見が勘録した『法水分流記』によれば、皆空房隆寛（一一四八―一二二七）の長樂寺多念義、聖光房弁阿弁長（一一六二―一二三八）の鎮西義、成賞房幸西（一一六三―一二四七）の一念義、善恵房証空（一一七七―一二四七）の小坂西山義、覚明房長西（一一八四―一二六〇）の九品寺諸行本願義と法蓮房信空（一一四六―一二二八）の白川門徒、善信房親鸞（一一七三―一二六二）の真宗大谷門徒、正信房湛空（一一七六―一二五三）の嵯峨門徒、勢観房源智（一一八三―一二三八）の紫野門徒の五義四門徒に分流していくが、このうち上述の証空と湛空の一義一門徒以外は、度重なる法難や地方への進出、あるいは合流や排斥による社会的活動の低下などが原因して教勢が振わず、結局、為政者との結託が顕著な証空と湛空の門流が京で繁栄することとなったのである。

さて、いまかかると浄土宗の状況と、話をもとに返し延応元年の『靈託』とを結んで考えてみるのも興味深いので

はないだろうか。上記のようにきら星のごとく居並ぶ法然の遺弟たちの中から、中央の京都に花々しく登場し浄土宗を展開させたのは、『靈託』の舞台九条家やその周辺とも浅からざる関係にあった証空と湛空の二人であった。しかしてここに想起したいのは、証空の房号が「善恵房」、湛空のそれが「正信房」と呼ばれたことで、これは主題の『靈託』に登場する「善念房」、「性信房」と実によく似通っている点を注目しなければならない。

『靈託』は善念房につき「人皆信之 徒衆極多」というが、その有様はまさに著述も多い証空の西山義を髣髴とさせるし、性信房の「信其言者少 故徒衆不多」とあるのも、法然の遺骨を強引に奪取し義を立てることもなく廟所のままで終ってしまった湛空の嵯峨門徒を指しての言辭と受取るならばよく理解できるものがある。したがって筆者は、法然に続いて出てくる『靈託』の善念房と性信房は、いわれるごとく親鸞門下の二人ではなくして、九条家とも無関係でなかった法然直弟の大物善恵房証空と正信房湛空のこととみるものである。その場合親鸞門下の二人とは異なり、証空が前で湛空が後という登場順位も、法然門下の座位をよくわきまえたきわめて自然なものであった点も十分納得できよう。

それではなぜ『靈託』の筆録者慶政は、「善恵房」のことを「善念房」と記し、「正信房」を「性信房」とあらわしたのかといえ、それはたとえば『民経記』安貞二年（一二二八）七月六日条に「空阿弥陀仏」のことを「弓阿弥陀仏」と記したり、かの有名な東大寺鎌倉再建の大勸進重源（一二二一—一二〇六）の房号「俊乗房」を嘉禎三年（一二三七）耽空執筆の『法然上人伝法絵流通』第二巻⁶⁶や康元元年（一二五六）親鸞書写の『西方指南抄』中末所収『源空聖人私日記』⁶⁷、あるいは弘願本『法然聖人絵』⁶⁸などでは「修乗房」と書いていたり、また東大寺僧聖守

(二二二五—二二九一)が建治三年(一二七七)に記す『東大寺大仏師職補任状』にも、仏師の「慶秀」のことに「慶守」としたためていることなどに照してもわかるごとく、音さえ似ておれば「善惠房」を「善念房」と表記しても当時はまったく問題ではなかったのである。いっぽう「性信房」の場合も、すでに『親鸞伝絵』・『拾遺古徳伝絵』の詞章上で注意しておいた通り「正信房」のことを「聖信房」と示す普通文字にはかなならない。こうした例は九条兼実の法名「円証」を「円照」、前記「俊乘房重源」の房号を「春乘房」、その名を「重賢・重原・重厳・澄源」、熊谷直実(一二四一—二〇八)の法名「蓮生」を「蓮西・恋西」、安居院の「聖覚」(一二六七—一二三五)を「西覚・誓覚」、嵯峨の「湛空」を「耽空」、仏師の「康慶・運慶」を「幸慶・雲慶」と書き表わすなどまったく枚挙にいとまもないほどである。

このようにみてくると、『靈託』の「善念房」は善惠房証空、「性信房」は正信房湛空のこととする卑見も、あながち荒唐無稽な論でもないとおもうのであるがいかかであろうか。もしこうした見方が許されるとすれば、『靈託』の延応元年は証空六十三歳、湛空六十四歳となり、二人のもっとも得意な時代でもあったわけである。それだけに浄土門側のこの大立者二人の来世が、聖道門側に立つ当時五十一歳の慶政が気にしたこと、まことにうべなるかなとおもわしめるものがあり、筆者はいよいよもって、こうした中世鎌倉仏教の一断面を垣間みせてくれる『靈託』に多大の興味と関心を覚えることである。

註

- (1) 『靈託』の本文ならびにその解題・解説については左記の図書を参照されたい。
宮内庁書陵部編『書陵部蔵 比良山古人靈託』 コロタイプ複製本 一九六二年三月 便利堂。
永井義憲・筑土曙生編『閑居友 付比良山古人靈託』 古典文庫第二四七冊 一九六八年二月 吉田幸一 古典文庫。
宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮家 九条伯藏 諸寺縁起集』 一九七〇年三月 明治書院。
木下資一「高山寺本『比良山古人靈託』—解題と翻刻—」(『富山大学教育学部紀要』三五 国語科関係論文) 一九八七年三月。
小泉 弘・山田昭全・小島孝之・木下資一校注『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』 新日本古典文学大系四〇 一九九三年一月 岩波書店。
- (2) 慶政の伝記については左論が詳しい。
橋本進吉「慶政上人伝考」(『大日本仏教全書』遊方伝叢書第三) 一九一七年一〇月。本論はのち左書に所収。
橋本進吉「伝記・典籍研究」 橋本進吉博士著作集第十二冊 一九七二年五月 岩波書店。
平林盛得「慶政上人伝考補遺」(『国語と国文学』四七—六) 一九七〇年六月。
- (3) 慶政筆録の原本は現存しないが、宮内庁書陵部蔵本、猪熊信男氏蔵本、小松輝久氏蔵本、高山寺蔵本、西田長男氏蔵本など五本の写本が知られている。
- (4) 『靈託』に関する研究論文は、(1)の新日本古典文学大系四〇の五七四頁に列挙されている。
- (5) (1)の古典文庫第二四七冊でそのことに触れられ、のちさらに左論でそれを敷衍された。
永井義憲「慶政筆録『比良山古人靈託』について—特に法然・善念・性信の墮獄説のこと」(榎田良洪博士頌寿記念論集『高僧伝の研究』所収) 一九七三年六月。その後本論は左書に収められた。
- (6) 永井義憲『日本仏教文学研究』第三集 新典社研究叢書一二 一九八五年七月 新典社。
石田充之・千葉乘隆編『真宗史料集成』—親鸞と初期教団— 一九七四年一〇月 同朋舎 九八二頁・九八三頁。
- (7) 赤松俊秀・藤島達朗・宮崎円遵・平松令三編『親鸞聖人真蹟集成』三 一九七四年一月 法蔵館 二五九頁。

- (8) 坂東性純『比良山古人靈託』と善念・性信(『大谷学報』六三―二) 一九八三年九月。
- (9) 平松令三編『真宗史料集成』七―伝記・系図― 一九七五年二月 同朋舎 三五六頁・三五八頁。
- (10) (1)の『新日本古典文学大系』四〇 五七一頁。
- (11) 高木 豊『親鸞 鎌倉仏教の形成と展開』日本を創った人びと八 一九八〇年一月 平凡社 四二頁。
- (12) 古田武彦『親鸞思想―その史料批判―』一九七五年五月 富山房 口絵一〇頁。
- (13) (6)の九九〇頁。
- (14) (9)に同じ。
- (15) 信仰の造形的表現研究委員会編・千葉乗隆・光森正士・早島有毅担当『真宗重宝聚英』九 一九八八年九月 一七二頁。
- (16) 橋川 正「玉日伝説は何時如何にして成立したか」(『大谷大学新報』六) 一九二四年一月。この論文はのち左書に収録。
- 橋川 正『日本仏教文化史の研究』 一九二四年八月 中外出版社 三七九頁。
- 日下無倫「玉日の伝説と親鸞聖人御俗姓集」 一九二五年二月 右の論文はのち左書に所収。
- 日下無倫『真宗史の研究』 一九三二年七月 平楽寺書店 一八六頁。
- 宮崎円遵『親鸞聖人御因縁』並に『秘伝抄』について 付載『親鸞聖人御因縁』(『田山方南華甲記念論文集』所載) 一九六三年一〇月 本論はのち左書に所収された。
- 宮崎円遵『初期真宗の研究』 一九七一年 永田文昌堂 三七七頁。
- 宮崎円遵『仏教文化史の研究』 宮崎円遵著作集七 一九九〇年一月 思文閣出版 一八三頁。
- (17) 古田武彦『親鸞 人と思想』 一九七〇年五月 清水書院 一〇五頁。
- 古田武彦『わたしひとりの親鸞』 一九七八年七月 毎日新聞社 二〇八―二五五頁。
- 吉良 潤・稲田順学・稲吉満了・加藤義諦「親鸞の妻・玉日は実在した」(『中外日報』) 二〇〇〇年四月四日―二日。

吉良 潤・稲田順学・稲吉満了・加藤義諦「玉日実在説の整合性」(『中外日報』) 二〇〇〇年七月二十五日投稿。

吉良 潤講演・西山深草編『西山上人と親鸞聖人の関係・勝尾寺の法然↓証空↓親鸞』 二〇〇一年八月 長仙院 二

一頁以下。

(18) (9)の三五四頁。

(19) 法然主著『選択本願念仏集』標挙の文。京都市・廬山寺藏本重文『選択集』では「念仏為先」と法然は自筆で書いているが、元久二年(一二〇五)に親鸞が書写した『選択集』へは、「念仏為本」と法然は真筆を下している。

(20) 岡見正雄・赤松俊秀『愚管抄』 日本古典文学大系八六 一九六七年一月 岩波書店 二九六頁。

(21) 『法然上人行状絵図』第四十二卷第一段。

建武四年(一一三七)の本願寺覚如宗昭撰『改邪抄』に「某親鸞閉眼セハ賀茂河ニイレテ魚ニアタフヘシ」とある親鸞の言葉は、この事件を念頭に置いてのものであろう。

(22) 浄土宗西山三派遠忌記念事業委員会編『西山国師絵伝』 一九九四年四月 西山浄土宗宗務所 三三二頁以下。

(23) 兼美は証空と対面のあった翌年の正治二年(一二〇〇)二月二日条の自身の日記『玉葉』で、「二日午戌風雨惨烈 景時討伐必然云々 天下悦也 積悪之輩 尽数滅亡 趙高独運未消 如何云々 御折等 今日延引云々」といつているごとく、失脚五年後のこのときにおいてさえも源通親を梶原景時(？―一二〇〇)と共に積悪の輩と憎み、その懼りぶりを秦の宦官趙高(？―前二〇七)に例えているほどである。ちなみにこの年、かの曹洞禅の道元(一二〇〇―一二五三)が、やはり通親を父として生まれているが、その通親も証空二十六歳、道元三歳の建仁二年(一二〇二)十月二十一日五十四歳にて没する。この通親の死につき、兼美の弟慈円は『愚管抄』巻六で「通親公等ウセニケリ 頓死ノ体ナリフカシキノ事ト人モ思ヘリケリ」(20)の二八六頁)と記していて、通親の暗殺説がささやかれる根拠のひとつとなっている。

なお、兼美・通親・証空をめぐるては左論を参照されたい。

西山深草編『西山上人の生涯』 一九九八年七月 蓮華寺 二〇二―二頁。

(24) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題―漢籍―』 一九六〇年三月 宮内庁書陵部。

近藤喜博「宋版一切経摺写と入宋僧」(『東亜時論』五一―一〇) 一九六三年一〇月。

梶浦 晋「日本現存の宋元版『大般若経』―剛中玄柔将来本と西大寺藏磧砂版を中心に―」(『金沢文庫研究』二九七) 一九九六年九月。

- (31) (28)の図版一八四～五頁。この厨子扉は奈良国立博物館に寄託されている。
- (32) 道家の法名が行恵であることは、『百鍊抄』嘉禎四年(一二三八)四月二十五日条にも「廿五日庚午 一条太閤於法性寺別庄被落筋一年来之素懐云々 戒師飯室前大僧正良快 行年四十六 法名行恵 保延例云々」と記されている通りである。『新訂国史大系百鍊抄』一八四頁。
- (33) 『増補国史大系百鍊抄』一八四頁。
- (34) 『増史料大成 平戸記』三二 一九七一年六月 塩川書店 二二二頁。
- (35) 『国書総目録著者別索引』一九七六年二月 岩波書店 四四二頁によれば、真偽未決のものも含め五十五点もの証空の著述があげられている。
- (36) 法性寺の遣迎院は京伏見街道三ノ橋南付近に建立され、その法燈を伝える寺が今日も存続するが、これより分れた遣迎院が京寺町にもあって、そこは江戸時代中期から末期にかけて元三慈恵大師良源(九二―九八五)の「洛中十八大師巡り」第二番札所として、庶民の信仰を大いに集めていた。しかし、昭和中期に京都市北区鷹峯へ移転した。現在鷹峯の同院には、建久五年(一一九四)の墨書をもつ摺仏が納入された安阿弥陀仏快慶作の阿弥陀如来立像と、ほぼ同時期の釈迦如来立像を伝感し、遣迎院の名の由来をよく伝えている。
- 毛利 久『仏師快慶論』一九六一年十月 吉川弘文館 二五頁・二八頁・七六頁。
- 平林盛得『良源』 人物叢書一七三 一九七六 吉川弘文館 二二二頁。
- 小山正文監・湯谷祐三編『林松院文庫目録』二〇〇〇年三月 三河野寺本證寺 二二頁・八八頁。
- (37) (22)の一七頁。
- (38) 稲田広演・吉良 潤「延応版『選択集』開板の動機―「根源正本」復元の意義―」(『深草教学』一九) 一九九九年三月。
- ちなみに証空の孫弟一遍智真(一二三九―一二八九)が生まれたのも同じ延応元年のことである。
- (39) 小松茂美編『法然上人絵伝 下』(『続日本絵巻大成』三) 一九八一年九月 中央公論社 五三頁。
- (40) (38)の五九頁。
- (41) 信仰の造形的表現研究委員会編・小山正文担当『真宗重宝聚英』六一 一九八八年四月 同朋舎出版 五〇頁。
- 信仰の造形的表現研究委員会編・平松令三担当『真宗重宝聚英』五一 一九八九年二月 同朋舎出版 二二頁・四九頁。

八一頁・一二二頁・一三三頁。

(42) 井川定慶編『法然上人伝全集』 一九五二年九月 法然上人伝全集刊行会 四九六〜七頁。

(43) (42)の五七八〜九頁。

(44) (40)の六〇〜六一頁。

(45) (38)の二三頁。

(46) 永積安明・島田勇雄校注『古今著聞集』(『日本古典文学大系』八四) 一九六六年三月 岩波書店 一〇五〜六頁。

(47) 望月信亨『本朝祖師伝記絵詞』 一九一二年 善導寺。

梅津次郎「新出の法然上人伝法絵について」(『国華』七〇五) 一九五〇年十二月。のちこれは左書に所収。

梅津次郎『絵巻物叢考』 一九六八年六月 中央公論美術出版 三〇四〜三三六頁。

井川定慶『法然上人絵伝の研究』 一九六一年三月 法然上人伝全集刊行会 三七〜四七頁。

眞保 亨『法然上人絵伝』(『日本の美術』九五) 一九七四年四月 至文堂。

(48) 耽空・湛空につき望月信亨氏は別人とされたが、梅津・井川両氏は同一人とみておられる。

(49) 小松茂美編『法然上人絵伝 上』(『統日本絵巻大成』一) 一九八一年 六六頁・(38)の四四頁・九四頁。

(50) 『新訂国史大系 百鍊抄』 一三二六頁。

(51) 川勝政太郎・佐々木利三『京都古銘聚記』 一九四一年三月 スズカケ出版部 一一九頁。

清水卓夫・川勝政太郎・佐々木利三・藪田嘉一郎「京都古銘選釈」(『史迹と美術』一三一—一〇) 一九四二年十月。

(52) この碑が法然房源空のものではなく正信房湛空のそれであることを最初に指摘したのは、元禄十五年(一七〇二)の師鸞撰『本朝高僧伝』十五であった。その文面は次の通りである。

余嘗聞三尊院有法然碑。一日率徒往而読之。此湛空碑也。題其碑額曰空公行狀。世人見此題字。誤以為源空碑。此其為害之徴也。然沿尚之風。今也無可如何。

(53) 『統群書類従』二七―上 釈家部所収 四一九頁。

『二尊院縁起』については左論を参照されたい。

渡辺信和「名古屋造形芸術大学・名古屋造形芸術短期大学附属図書館蔵『二尊院縁起』をめぐる若干の新知見」(『同朋

『比良山古人靈託』と善念・性信

大学仏教文化研究所所報』九 一九九六年三月。

(54) 『群書類徒』二四 釈家部所収 六二四頁。

(55) (22)の一一五頁。

(56) 菊池康明・田沼 睦校訂『葉黄記』一 (『史料纂集』) 一九七一年 統群書類徒完成会 一六三頁。

(57) 湛空による嵯峨二尊院の充実ぶりは、『行状絵図』第四十二卷第七段の絵に見事に描出されている。(38)の五二―五五頁。

(58) (49)の一一三頁。

(59) (22)の五八頁。

(60) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編六 六七(二二四〇)・三七二四 中宮大夫藤原家政所下文。山城三鈔寺文書

一九七四年四月 東京堂出版。

(61) (49)の一一〇頁。

(62) 慶政を道家の兄とみるならば、かれが彼女の第一子であったかも知れないが、なにぶん慶政のことは『尊卑分脉』をはじめ諸種の九条家系図にも出てこないの確かなことはわからない。

(63) (49)の一一六頁。ついでをもつて四人の詠歌を掲出しておく。

ふるさとにのこるはちすは あるしにてやとるひとよに はなそひらくる 前撰政殿下道家公

みしゆめのやとをうつくに さとりきてきぶの花に つゆそひらくる 権大納言基家

ゆふたちにもつもまさこの 河なみやはちすのなかの うへのしらつゆ 前太政大臣公経公

しのはすよなにもふるさとの むめかゝもかさなる中の はなのやとりは 右大将実氏

(64) 『明月記』嘉祿三年八月六日条と九月十八日条を掲げれば左のごとくである。

六日 壬子 彼岸始 天陰 朝微雨 已後漸密 早旦詣北山 宗保朝臣来云 度々訪来 尤本意也 依無暇不対面云々 自一昨

日修法護摩息災 皆結願 偏善患房念仏 自今日又更被始懺法之由 私相語之間 又打譬念仏要文等釈之音聞之 宰相

今夜宿 只今退出云々 大納言 両法印 尊能 三位中将之外只今無人云々 不経程退帰 欲參前殿 被閉両門 御物

忌固云々 仍歸家 昏黒宰相来 被御病於今者只如侍時歟 幕下片時不立放給 只一身奉仕 一昨日為御使參殿下 被

- 召御前 蒙仰之次 放生会宰相闕如之由被仰出云々 上卿頼資卿被責出歎 此籠居事雖當時未了 定心中思決了 相籠居者即可著服歎 左右只可隨後御命由答申 今夜休息 明日可參者 七日 終夜雨降 朝天漸晴 未後欲詣向之間 宰相使奔來云 只今事切給了 聞之後周章馳參大將軍堂西程 奉逢北政所御車下車 在馬頭 入西園寺門 於中築垣戸辺 招出宰相 自今朝今日一定由示給 明惠房被來 兩上人共勸進念仏 声更不弱之間 人猶非今日事由成疑 遂無退転氣 未時終給 其後只今 兩人未出外方給不能申由示之 仍只示置永光朝臣 庭上佇立無便宜之間 不経程退帰 中将入道 宰相 相云 他事未聞及 籠僧六人 慈賢 円能口 貞雲 明通 貞兼代子 弟 子 實時相逢 又於南路逢有長 又逢親尊法印 於北野逢能季三位 參前殿 北政所此間可御実清入道宅 殿下只今御其門前云々 日入之後還御云々 參御前 此十八日 天晴 日出之程詣北山 于時 前藤宰相出逢 暫言談之間 懺法僧達昇了 墨染 貞雲依每日導 師同裝束 甲袈裟 時少侍從宰相來伝命 於東出居奉謁之後 出給于聽聞方 各參其籠中 道場之北懸簾 東第一間主人坐給 善惠房実時 道場東南北二間為頭庇 北第一間 北 僧正 真 法印 公 予 藤宰相 同東庇 三位中将 着服 侍從宰相 実経少将等也 先每日懺法 次每日仏供養 阿弥陀給像每 一鋪云々 法花經一部如例 貞雲說法切腹尾 有心 次奉懸幕下 自筆阿弥陀像 臨終著給衣為御衣箱 書置給文為裏紙 置 □□ 供養物飲食 唐破子云 衣服 錦被 臥具 御綾為席 染 委不見分 聖法印 純色甲 即説法 三部経金 袈裟 光明模写 有諷誦文 如願文 弁説如例 一座了後 親尊法印引籠僧之興 物在中云々 医菓 笠雨皮持力者各相副 見了出東中門廊方之間 公卿殿上人濟々 今日不聞問 殿重 庭上久清等在中門 甚掲焉 仍自東壺方 経泉屋東北山中 自堂之門逃出 窮屈難堪

(65) (9)の八〇四頁。

(66) (42)の四七七頁。

(67) 赤松俊秀・藤島達朗・宮崎円遵・平松令三編『親鸞聖人真蹟集成』五一九七三年五月 法蔵館 四二五頁。

(68) (42)の五三一頁。

(69) 堀池春峰「造東大寺大勸進聖守文書に就いて」『大和文化研究』一〇一— 一九六五年一月。

(70) 拙稿「東大寺大仏職法橋慶守をめぐる諸問題」『史迹と美術』五二—四 一九八二年五月。

(71) 同「東大寺大仏職法橋慶守再考」『史迹と美術』五三一— 一九八三年一月。

九条兼実の法名円証を円照と書いている史料は、親鸞筆『教行信証』、『西方指南抄』中末所収『源空聖人私日記』をはじめ鎌倉末期成立の『親鸞聖人御因縁並真仏源海事』、南北朝時代成立の『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』などである。

赤松俊秀・藤島達朗・宮崎円遵・平松令三編『親鸞聖人真蹟集成』二 一九七四年二月 法蔵館 六七四頁。

(67)の四三一頁。

(9)の四九頁。六四頁。

(17)の「玉日実在説の整合性」参照。

(72) 春乗房は琳阿本『法然聖人伝絵』(42)の五五二頁・五五八頁)。

重賢は『古本漢語灯録』所収『観無量寿経釈』、『阿弥陀経釈』の奥書に書かれている。

石井教道編『昭和法然上人全集』 一九七四年四月第一刷 平楽寺書店 一二九頁・一四七頁。

重原は『私聚百因縁集』(42)の九八六頁)。

重敵は京都市陽明文庫蔵『黒谷上人絵詞抜書』(42)の三三三頁)。

澄源は『正源明義鈔』(42)の八四二頁・八四六頁)

にそれぞれ記されている。

(73) 蓮西・恋西は九巻伝『法然上人伝記』巻第四下(42)の三九二頁)。

(74) 大津市西教寺蔵『十王秘決』に西覚・誓覚とある。聖覚はショウカクではなくセイカクであったことは、京都市西本願寺蔵親鸞書写『唯信抄』、『法然聖人伝法絵流通』残欠本、『親鸞伝絵』などの振り仮名より明らかで、右の漢字もその

音通にはかならない。

(75) 『法然上人伝法絵流通』の耽空が湛空と同一人物であることはすでに先学によって指摘されている。(47)参照。

(76) 康慶を幸慶と書くこと法隆寺蔵の『鈔本東大寺要録』にあり、運慶を雲慶とあらわすことも『吾妻鏡』や『東大寺文書』、『滝山寺縁起』など数多い。仏師ではこのほか快慶を懐慶、康円を幸縁、湛康を湛幸と書かれている場合もある。